花だより



令和8年11月

長浜商工会議所会報 No.456



▲お気軽にお立ち寄りください

CONTENTS

02 ながはま・こほく創業塾とは？
06 補助金のご案内
07 活用できる２つの助成金をご紹介
08 会員の窓
10 2026年の年末調整制度改正を解説

長浜商工会議所
ホームページ

アプリケーション
『長浜商工会議所 News』

Google Play　App Store

ながはま・こほく
創業塾とは？

2014年に長浜市が産業競争力強化法に基づき、地域の創業や新事業を促進する仕組みとして「創業支援事業計画」を策定し県下第一号として認定を受けました。これを契機に、各支援機関がそれぞれの強みを生かしながら連携して創業希望者を支援する体制が整えられました。
「ながはま・こほく創業塾」は、こうした地域ぐるみの創業支援の一環として、長浜市・長浜ビジネスサポート協議会・長浜市商工会・バイオビジネス創出研究会・長浜商工会議所が連携し 2014 年にスタートしました。



第１期ながはま・こほく創業塾
（2014 年）

ながはま・こほく創業塾の学び

創業塾では、経営・財務・人材育成・販路開拓など、創業に必要な知識を体系的に学ぶとともに、自らの事業について考え、事業計画を具体化し最終的には創業計画書の策定までを実践できます。また卒塾することで長浜市の「特定創業支援等事業」の認定を受けることができ、様々なメリットもあります。
創業塾を受講することで各支援機関とのつながりが生まれ、卒塾後も創業や事業経営に関する相談・支援につながっています。さらに経営環境が目まぐるしく変化する中で、同じ時代に創業を目指す事業者同士のつながりも生まれ、卒塾後にも相談相手やビジネスパートナーになるケースも多々あります。
運営団体でも受講者アンケート結果等から創業塾のニーズや課題を抽出し、創業者の皆さんが求めている創業塾を目指しおります。2016 年からはスピンオフ企画として創業の「きっかけ」を後押しする機運醸成セミナーを開催。2025年からは、より創業意欲の高い方に参加いただき、実際の創業につながる学びの場としていくため、受講料を有料化しました。



機運醸成セミナー【卒塾生によるパネルディスカッション】



【若新雄純氏による講演会】

ながはま・こほく創業塾のこれから

2014 年のスタート以来、これまでの受講者は延べ 685 人。その内 122 人が実際に創業し、地域で新たな事業をスタートしています。
開催方法や講座内容を時代や創業希望者のニーズに合わせて見直しながら、10 年以上にわたり続いてきた「ながはま・こほく創業塾」。これからも地域の支援機関が連携し、長浜で新たな一歩を踏み出す方を応援していきます。





第 16 期ながはま・こほく創業塾（2025年）

創業塾修了後も安心！長浜商工会議所が創業者を継続サポート

「ながはま・こほく創業塾」では、創業に必要な経営の基礎知識や事業計画の作成、販売促進、情報発信などを実践的に学びます。しかし、創業塾を修了したからといって、すぐにすべての準備が整うわけではありません。「創業したいけれど、何から始めればよいかわからない」「事業計画を作ったものの、資金調達が不安」「開業したけれど、思うように集客できない」など、創業の準備段階から開業後に至るまで、さまざまな課題に直面します。長浜商工会議所では、創業塾の修了をゴールとせず、受講生一人ひとりの夢の実現と、創業後の事業の継続・発展に向けて、継続的な支援を行っています。

創業塾修了後の主な支援内容

1 事業計画のブラッシュアップ
創業塾で作成した事業計画をもとに、事業コンセプトやターゲット、売上・利益の見通しなどを具体化します。実現可能性の高い計画づくりを通じて、創業に向けた準備をサポートします。



2 資金調達・補助金の活用支援
創業に必要な資金や設備投資、運転資金などを整理し、日本政策金融公庫などの創業融資に関する相談に対応します。また、事業内容に応じた補助金や支援制度の情報提供、申請に必要な事業計画の作成支援も行います。



3 開業に向けた準備のサポート
店舗や事務所の開設、必要な設備の検討、開業に伴う各種手続きなど、創業に向けた準備について相談に応じます。必要に応じて関係機関とも連携し、スムーズな開業を目指します。



4 開業後の経営フォローアップ
開業後も、売上や利益、資金繰りなどの経営課題について相談を受け付けています。ホームページや SNS を活用した情報発信、販路開拓、販売促進など、事業を軌道に乗せ、安定した経営につなげるための取り組みを支援します。



第 16 期 ながはま・こほく創業塾（2025 年）卒塾生

ゲストハウス　ミカタ
代表　早川 康輝 氏

業種：宿泊業（インバウンド向けゲストハウス）
住所：長浜市元浜町 15-1

Q1 「ながはま・こほく創業塾」を受講して？

創業塾では、開業を考えている人から、すでに準備を進めている人まで、さまざまな立場の仲間と一緒に学ぶことができました。基礎的な知識から専門的な内容まで幅広く学べ、開業に向けて自信を持つことができました。また、同じ境遇の仲間とアイデアや課題を共有し、相談し合える「学友」のような仲間ができたことも大きな財産です。開業時には店舗のレイアウト制作を手伝ってもらい受講後もつながりが続いています。

Q2 実際に店をオープンされていかがでしょうか？

宿泊事業を実際に始めたことで、計画段階では想像できなかった現場ならではの課題や発見が多くありました。一方で、ターゲットとしていた海外からの観光客が長浜に訪れ、実際に宿泊していただき、滋賀での滞在をお手伝いできていることに大きなやりがいを感じています。お客様との交流を通じて、宿泊事業の楽しさや可能性を日々実感しています。また、困ったときに相談できる創業塾の仲間とのつながりも、経営を続ける上で大きな支えとなっています。

Q3 今後の展望は？

今後の展望としては、まず宿泊事業を安定させ、１年間を通してしっかりと実績を積み重ねていきたいと考えています。現在は一人で営業しているため、当初思い描いていたお客様への体験やイベントの提供が、規模や頻度の面で十分に実現できていません。今後、売上や運営を安定させることができれば、スタッフを雇用し、事業をさらに発展することができます。そして、長浜を訪れるお客様に、宿泊だけでなく、地域ならではの体験や交流を楽しんでいただける宿を目指していきたいと思っています。





洋食堂　おむひこ
代表　髙山　保 氏

業種：飲食業（オムライスを中心とした洋食店）
住所：長浜市元浜町 15-1

Q1 「ながはま・こほく創業塾」を受講して？

最初は、早川さんとの共同出店をきっかけに参加しました。経営について、基本的なことから改めて学ぶことができました。また同じように創業を目指す仲間と話したり、情報交換したりできたことも良かったです。卒塾後には開業に向けて、仲間からアドバイスをもらったり、お手伝いしていただいたり、ロゴ制作をお願いできる方と知り合えたりと、たくさんのつながりができました。創業塾でできたご縁のおかげで、費用やリスクを抑えながら、念願の町家でオムライス店を再出発することができました。

Q2 実際に店をオープンされていかがでしょうか？

オープン前は、立地的に夜の集客はそれほど期待できないと思っていました。昼の時間帯は想像以上のお客様に来ていただけたことはうれしい驚きでした。北近江豊臣博覧会の効果もあり、売上は創業時に予想していた数字の約 1.5 倍となりました。また、8 年前に閉店した際のお客様が覚えていてくださり、SNS をきっかけに再び来店していただけたこともうれしいです。そこから新しいお客様にもつながっており、これまでのつながりが今の店にも生きていると実感しています。

Q3 今後の展望は？

今後の展望としては、まず現在の売上を維持しながら、課題となっている夜の集客力を高めていきたいと考えています。また、博覧会終了に伴う落ち込みも想定して、観光客だけでなく地元の方にも来ていただける店を目指し、黒壁界隈のマップ掲載による発信や以前のお店で人気だった「オムロー」などのメニューを復活させ、地元の方にも「わざわざ食べに行きたい」と思っていただけるように、商品力をさらに高めていきたいです。今後も安定した売上を維持できれば、２店舗目の出店にも挑戦したいと思っています。





長浜商工会議所としての支援

長浜商工会議所では商店街内の空き店舗対策事業として長浜市・長浜まちづくり㈱と連携し 2021 年から様々な対策を実施しています。近年、商店街で事業を始めたい創業者等のニーズは一定数あるものの、１店舗あたりの面積の広さ等から出店を断念するケースも見受けられることから、令和７年度は３機関が連携し市内の不動産会社からの協力を得て１物件に２者の事業者が入居し開業する事業を実施しました。
今回の事業で創業された髙山さんと早川さんとは創業塾の受講だけでなく、創業計画書の策定から資金調達と収支計画の検討、補助金申請、開業手続きなどの伴走型支援を実施しました。創業後もクラウド会計システムの継続指導や販路開拓支援を通じて支援を継続していきます。

補助金のご案内

各補助金の申請方法は、専用の電子申請フォームから

補助金 <県> 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が自ら経営計画を策定し、商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組や、業務効率化（生産性向上）の取組を支援します。

対象経費　機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

補助対象者　日本国内に所在する小規模事業者等。（※「創業型」は、「特定創業支援等事業」による支援を受けた創業 1 年以内の事業者等が対象となります。）

補助率・補助上限額
【通常枠】補助率：2/3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は 3/4）　補助上限額：50 万円
【創業型】補助率：2/3　補助上限額：200 万円
【特例による上乗せ】インボイス特例要件を満たす場合は一律 50 万円の上乗せ。
「通常枠」のみ、賃金引上げ特例要件を満たす場合はさらに 150 万円の上乗せ（両特例で最大 200 万円上乗せ）となります。

申請締切　2026 年 12 月 15 日（火）17:00
※事業支援計画書（様式 4）の発行受付締切：2026 年 12 月 4 日（金）

問合せ　（受付時間 9:00 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00 土日祝日等除く）
通常枠：小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03-6634-9307
創業型：小規模事業者持続化補助金<創業型>事務局 ☎03-6739-3890

通常枠　創業型

補助金 <国> デジタル化・AI 導入補助金 2026（通常枠）

中小企業・小規模事業者等が直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等）に対応するため、生産性の向上に資する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費用を支援します。

対象経費　ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大 2 年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用に加え、IT 活用の定着を促す導入後の「活用支援」も対象）

補助対象者　日本国内で事業を営む中小企業・小規模事業者等

補助率・補助上限額
補　助　率：1/2 以内（一定の要件を満たす賃上げを行う場合は 2/3 以内）
補助上限額：5 万円～150 万円未満（1 プロセス以上）
150 万円～450 万円以下（4 プロセス以上）

申請締切　<第 7 次締切>2026 年 12 月 1 日（火）17:00

問合せ　中小企業デジタル化・AI 導入支援事業 コールセンター
☎0570-666-376（9:30-17:30 土日祝除く）

補助金 <市> 長浜市中小企業設備投資等促進事業補助金

市内の中小企業者の設備投資等を促進し、市内の産業基盤の強化を図るため、事業の拡大または高度化のための設備投資に対して、3 年間の固定資産税相当額を助成します。

対象経費　設備投資等により取得した償却資産および建物に係る固定資産税額（3 年間）

補助対象者　市内に生産拠点を有し、指定の製造業等（製造業、ソフトウェア業、インターネット付随サービス業、情報処理サービス業、医療業のうちその他の付帯するサービス業、自然科学研究所）を営む中小企業者
※2026 年 12 月 31 日までに工場等の生産性向上に資する設備を取得すること等の要件があり、設備の取得額（投下固定資産額）の見込額が 1,000 万円以上であることが条件です。

補助率・補助上限額　補　助　率：1 年目 100%、2 年目 75%、3 年目 50%、
補助上限額：なし

申請期間　指定を受けるための事業者指定申請書は、事業開始日後 60 日以内に提出する必要があります。
※実際の補助金交付申請は、固定資産税が課されることとなった年度に行います。

申請方法　所定の申請書（様式第 1 号～）および必要書類を提出先へ直接提出。

問合せ　長浜市産業観光部商工振興課 ☎0749-65-8766

勤怠管理システム導入時の“コストの壁”を乗り越える

活用できる2つの助成金をご紹介



法改正への対応や業務効率化のために勤怠管理システムの導入を検討している企業にとって、導入費用は大きな課題となっています。そこで、活用の可能性を探りたいのが、国が支給する助成金です。今回は、導入に一歩踏み出せない企業の経営者や担当者の方に、勤怠管理システム導入に活用できる 2 つの助成金をご紹介します。

① 働き方改革推進支援助成金
（労働時間短縮・年休促進支援コース）

対象企業
労務管理や有休休暇の管理を適切に行う中小企業
■ 自社が受給対象か確認！
□ 残業時間の削減や働き方の見直しを検討している
□ 有休取得の促進や労働時間の適正管理に取り組みたい
□ 勤怠管理システムの見直し、新規導入を検討している

主な成果目標
①36 協定における時間外・休日労働時間の削減
②年休の計画的付与制度や時間単位年休の導入
③病気休暇・特別休暇などの新設

助成金額
助成金は「成果目標」の達成状況に応じて上限額が変わってきます。例えば成果目標①の場合、改善事業実施前の時間外・休日労働時間数が月 60 時間超 80 時間以下であったところを月 60 時間以下にすると、助成金は 100 万円、実施前に月 80 時間超だったところを月 60 時間以下にできれば 150 万円などと規定されています。一方で、成果目標②と成果目標③はいずれも上限額は 25 万円です。
また、「賃金の引上げ」や「割増賃金率の引上げ」を合わせて行うことによって上限額が加算される制度もあります。

実際には
a) 成果目標を達成した場合の「上限額」に、賃金の引上げなどに伴う「加算額」を足した金額
b) 勤怠管理システムの導入に要した実際の経費に補助率 3/4 を乗じた額のうちいずれか低い金額が助成されます。例えば、以下のような場合、助成金は少ない金額の 120 万円となります。

b) システム導入費 200 万円 × 補助率 3/4 ＝ 150 万円
＞
a) 成果目標① 月 60 時間以下への改善 100 万円
＋ 7 人の労働者に 3%以上の賃上げ 20 万円
120万円が支給されます



ご不明な点は、お気軽に長浜商工会議所にお問い合わせください。

② 業務改善助成金
（賃上げ＆生産性向上・設備投資支援）

対象企業
事業場内最低賃金を引き上げ、生産性向上につながる設備投資（勤怠管理導入等）を行う中小企業
■ 自社が受給対象か確認！
□ 従業員の賃上げを検討している／今後予定がある
□ 業務効率化のための設備投資を検討している
□ 勤怠管理やバックオフィス業務の設備投資を検討している

助成金額
業務改善助成金の大きな特徴は、「事業場内最低賃金をいくら引き上げるか」「何人引き上げるか」によって、助成上限額が変わることです。例えば、50 円以上引き上げる「50 円コース」では、1 人引き上げるのであれば 30 万円（従業員 30 人未満の事業者は 40 万円）、2～3 人であれば 40 万円（同 70 万円）と細かく設定されています。基本的に引き上げる金額人数が大きいほど助成上限額は増え、最大 600 万円まで助成金を受け取ることが可能です。
一方、勤怠管理システム導入にかかった費用に対する助成率は、事業場内最低賃金が 1,050 円未満の場合は 4/5、1,050 円以上の場合は 3/4 となります。その上で、「勤怠管理システムの導入に要した費用に一定の助成率をかけた金額」と「助成上限額」を比べて、いずれか安い方が助成金額となります。例えば、以下のような場合、助成金は少ない金額の 70 万円となります。

システム導入費 100 万円 × 助成率 4/5 ＝ 80 万円
＞
4 人の労働者に 50 円の引上げ 70 万円
70万円が支給されます

最低賃金引上げ額・人数別助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※10 人以上の上限額区分は、特例事業者が、10 人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

新しい取り組みや商品開発等をされている事業所さんをご紹介します

会員の窓 vol.34



教育・食・農業をつなぎ、人の可能性を生かす
みらい BANK 株式会社



▲学習塾集いは地域に根ざした少人数指導



▲おみやげ館小一郎で人気のサブレ



▲放課後児童クラブの子ども達が hanakago でハロウィン！

約 20 年前、英会話スクールからスタートしたみらい BANK 株式会社。現在は、進学塾 2 か所、放課後児童クラブ 4 か所、カフェなどを運営し、子どもたちの学びや成長、地域の暮らしに寄り添う事業を展開しています(^^)/

放課後児童クラブは、長浜市が民間への委託を始めた約 10 年前からスタート。児童クラブだけでは午後の数時間の勤務になりやすく、フルタイムで働きたい人のニーズに応えにくいという側面も。そこで、塾・児童クラブ・カフェを組み合わせ、それぞれの仕事をつなぐことで、人材を有効に活用し、フルタイムで働ける環境づくりにも取り組んでいます。

児童クラブで大切にしているのは、子どもたちを預かることだけではありません。脱いだ靴をそろえる、あいさつをする、人の話を聞く―大人になってからも必要となる、当たり前のことを当たり前にできるように。日々の生活を通して、人として成長していくことを大切にしています。

その中で、子どもたちの「食」を支えているのがカフェ事業です。長期休暇中には、児童クラブで過ごす子どもたちの昼食やおやつをカフェで用意。カフェではパンや焼き菓子の販売にも取り組んでおり、子どもたちへの食事提供だけでなく、商品づくりや新たな販路にもつながっています。

その取り組みから生まれた商品の一つが、北近江豊臣博覧会のお土産店「小一郎」で販売しているオリジナルサブレです！好評を得ており、教育・子育てから食、地域の商品づくりへと、事業同士がつながりながら新しい可能性を生み出しています。

さらに昨年からは、耕作放棄地を活用した農業にも挑戦。ゆくゆくは児童クラブでの収穫体験や、育てた農作物をカフェで提供するなど、農業・教育・食をつなげていくことも目指しています。

県外の農家や事業者とのマッチング、シンガポールでの商品販売など、海外にも挑戦。「日本の食材だからこそ伝えられる魅力は何か」を考えながら、新たな販路を開拓しています。

塾、児童クラブ、カフェ、農業、そして海外展開。一見すると別々に見える事業も、人や地域の力を生かしながら、次の可能性へつなげていく。どんなことでもまずはやってみる！！そんな行動力で、さまざまな“みらい”を蓄え、育てています。



お花めも

人気のサブレは小一郎と hanakago のほか、母の郷・みずどりステーション・フタバヤでも販売中 (^^)/

企業情報

【お問合せ】

みらいＢＡＮＫ株式会社
長浜市勝町 842
☎0749-65-2502

カフェ＆レストラン hanakago
長浜市八幡中山町 796-1
☎070-3820-9412



HP

☆新しい取り組みや商品開発等をされている事業所さんをおなじみお花ちゃんがご紹介します。
自薦・他薦問いません。ご紹介させていただける事業所様、ご一報ください。

INFORMATION

長浜の魅力を発信　アンテナショップで販路開拓



10 月 3 日･4 日の 2 日間、BIWAKO PICNIC BASE（長浜市元浜町 7-5）を会場に「長浜アンテナショップ」を開催しました。今回初の試みとして、長浜・湖北地域の魅力ある商品や小規模事業者を広く知っていただき、商品の PR や新たな顧客との接点づくり、販路開拓につなげることを目的として開催しました。

出店にあたっては、事前に専門家による支援を行い、商品の見せ方や POP、販売方法などを一緒に検討しました。今回は6事業者･16商品が出店。当日は「アート・イン・ナガハマ」も同時開催され、県外からの来訪者も多く、多くのお客様にお越しいただきました。

出店者からは「試食を行うと購入してくださる方が増え、試食の大切さを学んだ」「想像より売れて驚いている」などの意見もあり、実際の販売を通じて新たな気づきや学びを得る機会となりました。

また、別の取り組みとして、令和 9 年 2 月には「第 103 回東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2027」への出展を予定しています。当所では、今後もさまざまな機会を通じて、事業者の販路開拓・拡大を支援していきます。

融資利率情報

（2026 年 10 月 13 日現在）

日本政策金融公庫(国民生活事業) 事業資金融資制度	マル経融資	3.05%
滋賀県中小企業振興資金融資制度	経営支援資金（一般枠）	2.20%
	経営支援資金（小規模企業者特別枠）	1.95%

※利率表記は年利です。また、金融情勢等により融資利率や条件が変更になる場合がございます。
※融資を受けるためには審査が必要です。また、融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査によりご希望に添えない場合がございます。
詳細については長浜商工会議所までお問い合わせください。

会員現況（1,220）

（2026 年 10 月 13 日現在）

繊維工業 ・ 一般工業	121	建設業・不動産	274
金融・保険・証券	25	機械金属工業	71
観光･料飲食産業	124	交通運輸	37
卸･小売商業	277	情報・サービス業	291

2026年の年末調整制度改正を解説

2026年も税制改正に伴う年末調整の変更点があります。「年収の壁」が 178 万円へ引き上げられたり、生命保険料控除額や計算方法が見直されたりするため、担当者は改正内容を押さえておく必要があります。
ここでは、2026年の主な制度改正を解説のヒントをご紹介します。

2026 年の年末調整の主な変更点を解説

変更点❶「年収の壁」が 178 万円に引き上げ・扶養親族等の所得要件も 136 万円以下に緩和

基礎控除額が 58 万円から 62 万円に増額され、合計所得金額が 655 万円以下の場合は特例によって加算され、最大 104 万円が控除されます。また、給与所得控除の最低保障額が 65 万円から 74 万円に引き上げられます。結果、合計で 178 万円が非課税となり 160 万円の壁は「178 万円の壁」に引き上げられました。

■基礎控除額と給与所得控除の主な改正点

項目	改正前	改正後
基礎控除額	最大 **95 万円**	最大 **104 万円**
給与所得控除（最低保障額）	**65 万円**	**74 万円**
非課税額	**160 万円**	**178 万円**

金額が変わるだけ

※基礎控除額は合計所得金額 489 万円以下、給与所得控除は給与収入 220 万円以下の場合

■基礎控除額と給与所得控除の主な改正点

対象者	改正前	改正後
扶養親族、同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	合計所得金額 **58 万円以下** （給与収入 123 万円以下）	合計所得金額 **62 万円以下** （給与収入 136 万円以下）
特定親族	合計所得金額 **58 万円超 123 万円以下** （給与収入 123 万円超え 188 万円以下）	合計所得金額 **62 万円超 123 万円以下** （給与収入 136 万円超 197 万円以下）
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	合計所得金額 **58 万円超 133 万円以下** （給与収入 123 万円超え 201 万 5999 円以下）	合計所得金額 **62 万円超 133 万円以下** （給与収入 136 万円超 207 万円以下）
勤労学生	合計所得金額 **85 万円以下** （給与収入 150 万円以下）	合計所得金額 **89 万円以下** （給与収入 163 万円以下）

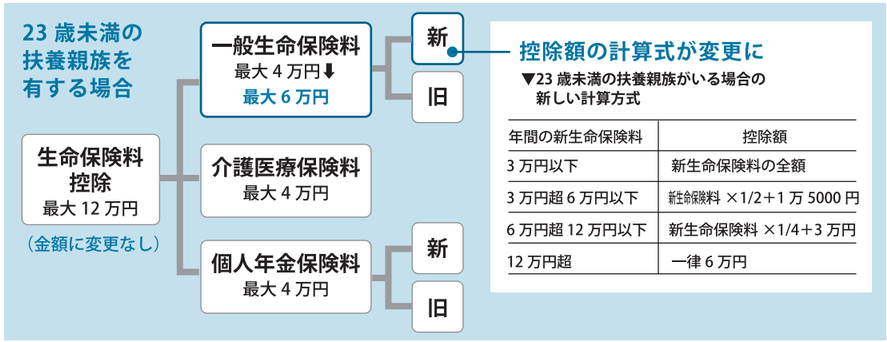
前回の「特定親族」のような新設はなし

また、扶養控除の対象者を判別するための扶養親族等の所得要件が合計所得58万円以下（給与収入123万円以下）から同62万円以下（同136万円以下）に緩和されます。

POINT 2025 年の「特定親族特別控除」のような新しい制度はなく、主に基準となる金額の変更が中心です。
そのため、昨年に比べると対応負荷は抑えられると考えられます。

変更点❷ 生命保険料控除額と計算方法の見直し

生命保険料控除について、23 歳未満の扶養親族を有する場合は一般生命保険料が最大４万円から６万円へと控除が増額されます。その場合、一般生命保険料のうち新生命保険料の計算方法が変更されます。



控除額の計算式が変更に

▼23 歳未満の扶養親族がいる場合の新しい計算方式

年間の新生命保険料	控除額
3 万円以下	新生命保険料の全額
3 万円超 6 万円以下	新生命保険料 ×1/2+1 万 5000 円
6 万円超 12 万円以下	新生命保険料 ×1/4+3 万円
12 万円超	一律 6 万円

POINT 変更の対象は、23 歳未満の扶養親族がいる、かつ一般生命保険料を申告している場合に限られています。
そのため、対応範囲は限定的と考えられます。

■その他にも以下のような改正もあります！

源泉徴収票のみなし提出がスタート

2027 年 1 月 1 日以後、市区町村に「給与支払報告書」を提出した場合、税務署長に「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされ、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」の提出が不要となります。

電子申告義務化の対象が拡大

2025 年 1 月に、同じ種類の法定調書を 30 枚以上提出していた場合、2027 年 1 月以降に提出する当該法定調書は、e-Tax 等による電子提出が必要になります。

長浜商工会議所では複雑な制度改正に対応するため、
わかりやすく解説するセミナーを開催します。
「ああ、この季節か……。」と思ったあ・な・た！
今年は慌てなくていいように、スムーズに対応しましょう。
皆様のご参加をお待ちしています。



同封のチラシをチェック！

セミナーのお知らせ

＼複雑な社会保険・年末調整がこのセミナーでスッキリ！／

第1弾 実務担当者の負担を軽くする！年末調整のダンドリとコツ
～課税最低限 178 万円・扶養判定・社会保険・令和 9 年事務を完全整理～

2026/11/30（月）
14:00～16:00
お申し込みはこちらから▶

第2弾 知っておきたい！労働・社会保険の法改正
～事業者が今すぐ押さえるべき実務対応と法改正のポイント～

2026/12/4（金）
14:00～16:00
お申し込みはこちらから▶

参加無料



会場 長浜商工会議所 2F 会議室
対象 中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）
定員 30 名（先着順）

確定申告 要注意 インボイス制度の経過措置が変わりました



令和 8 年 10 月 1 日からの主な変更点！

❶「2 割特例」の適用対象となる課税期間が終了しました。

❷ 令和 9 年・10 年の課税期間について、一定の個人事業主を対象に「3 割特例」が始まりました。

❸ 簡易課税への円滑な移行措置仕入税額控除の経過措置による控除割合が、80%か 70%に引き下げられました。

※各制度には適用要件があります。詳しくは国税庁のホームページ等をご確認ください。

申告でお困りの個人事業主の方は、当所で無料確定申告相談（要予約）もおこなっております。
詳しくは 1 月の会報をご覧ください。

地域を愛し、未来を拓く、熱き青年経済人団体！

長浜商工会議所青年部（長浜YEG）

Y Young（若き）
E Entrepreneurs（起業家）
G Group（集団）

長浜商工会議所青年部（長浜 YEG）って何？？？

長浜商工会議所青年部（以下、長浜YEG）は、次代の地域経済を担う若手経営者や後継者の相互研鑽の場として、また、青年経済人として資質の向上と会員相互の交流を通じて、企業の発展と豊かな地域経済社会を築くことを目的として活動しています。

長浜 YEG でできること

仲間づくり
目的を共有し事業を企画・運営し、楽しいことも苦しいことも共有することで、ビジネス関係だけでは築けない「真の仲間」をつくることができます。

自己成長
会員同士の交流から得られる「情報」、資質向上事業等で得られる「知識」、同世代の経営者の考えに触れることで得られる「気づき」が自己の成長につながります。

地域活性化
市や各団体の後援を得ながら、地域社会を活性化するための事業を行うことができます。長浜 YEG では「長浜なつまつり」や「小学生対象の事業」など、さまざまな活動を行っています。

長浜 YEG 会員事業所
（五十音順）

アクサ生命保険㈱ 名古屋ＦＡ支社
㈱アスコネクト
ESTEST
㈱エム・ジェイホーム
㈱ ELU
㈱大久保鉄工
㈱大村建築設計事務所
岡田工業
㈱開花者
川上建設㈱
㈱カワセコーポレーション
gallery and design URUNO
㈱桐伊
GIN designworks
国友工業㈱
㈱ CLUB MAISON 福祉事業部エイト
GREENERY
salon ms
salon de W
三五化建㈲
司法書士法人 equal
嶋司法書士事務所
湘南茅ヶ崎　道
新江州㈱
STUDIO Tetl / Training gym alba
suplas
㈱住茂登
㈱関本建設
㈲高山塗装店
中華酒場　蟻の巣
㈱つかした建築
tsumiki
㈲鶴美
㈱ TPF
㈱十色総建
㈱ Doit プランニング
㈱中尾組
中川工務店
中川電装
長濱迎賓館
長浜信用金庫
㈱長浜ミニコン
中村板金工業所
㈲農工舎
白練舎
㈱浜湖月
㈲伴自動車
一般社団法人フードバンクながはま
㈲不二サイン
富士フイルム BI 福井㈱ 長浜営業所
㈲富綜　長浜営業所
㈱プログレッソ
マルトミ代行
宮崎地鶏と酒場　司
㈲モリイ工芸
㈱ゆたか
㈱ライコウ
ライズグローバル通商㈱
㈱ Revilla
蓮総建

（10 月 20 日現在 ）

活動紹介

9月 考える！伝える！未来に繋ぐ！楽しく学ぼう

よのみの歴史 with ブランディング体験

「よのみ」は、約 450 年前の賤ヶ岳の合戦の頃から長浜市余呉町に伝わる、日本で唯一の丸い在来種の唐辛子です。市内小学生を対象に実施。農業体験では、実物に触れ・食べる体験を通じ地域の伝統農産物の魅力を実感。ブランディング体験では、自ら学んだ魅力を伝えるキャッチコピーや PR 方法をグループで考案・発表し、価値発信の考え方を主体的に学びました。



4月 春期通常総会



長浜市長をはじめ来賓の皆様にご臨席いただき、昨年度の事業報告や今年度の事業計画や予算等の審議承認および新入会員の紹介を行いました。

6月 長浜・彦根・八日市 ３ＹＥＧ合同例会



今年度は長浜が主管地となり、ドッジボールとフリスビーを使ったドッヂビーを行いました。合計 90 名に参加いただき、北部 3 単会の絆を深めることができました。

7月 長浜なつまつり



長浜 YEG で企画・運営を行う年間で最も大きな事業です。当日は多くの方々に来場いただき街なかが大いににぎわいました。飲食やキッズブース、ステージイベント、長浜総おどり、大抽選会を楽しんでいただきました。

会員の声



令和 8 年度 会長
森居 久雄君
H24 年入会
㈲モリイ工芸

現職に転職し間もない中、YEG に入会したことで、たくさんの学びやご縁をいただきました。また県連、近畿ブロックに出向したことでさらに多くの仲間と出会い、多様な考え方に触れることができました。その積み重ねが会長職へ繋がり、今も新たな絆が増え続けています。今後もこの素晴らしい経験や繋がりを、YEG 活動や社業、個人の歩みに活かします。



令和 8 年度 副会長
田邉 昇平君
H29 年入会
三五化建㈲

長浜 YEG の活動を通じて感じてきたのは、仲間と力を合わせることで、一人ではできないことにも挑戦できるということです。特に長浜なつまつりでは、総踊りを次世代につなぎ、長浜の観光資源として育てていこうと、メンバー一丸となって取り組みました。こうした挑戦の積み重ねが、地域の未来につながると信じています。



未来創造委員長
中尾 亮太君
H31 年入会
㈱中尾組

長浜 YEG 入会 8 年目、3 度目の委員長として取り組んだ「よのみ」事業は、これまで培ってきた経験の集大成です。苦難もありましたが、先輩や委員会メンバーとの絆に支えられ乗り越えてきました。これからは、先輩方が繋いでこられた長浜 YEG の歴史を未来へ繋げられるよう、精進してまいります。

長浜 YEG 会員募集中！

入会条件
① 長浜商工会議所会員事業所の経営者、もしくは従業員
② 満年齢 45 歳以下

入会方法
長浜 YEG 事務局までお電話ください。
☎ 0749-62-2500

★長浜 YEG の活動をもっと知りたい方は公式 HP をチェック！

ビジネスの現場で
今すぐ役に立つ！

おすすめ 冊子のご案内

長浜商工会議所は
他にも窓口に役立つ情報満載 !!
実務の効率化 から、毎年の **税務対応** まで
事業者・ご担当者様の課題解決に
ぜひお役立てください！

無料だよ！

気軽に
来てね！



1 【新版】新規開業の際の諸手続と実務 手続きの「わからない」をこの一冊で解決！



開業・起業の定番マニュアルです。
概要：ロングセラー冊子の内容を一新した新版！
個人事業と法人の比較から、設立準備、設立後の税務署・社会保険の届出、経理・資金繰りなどの実務までを網羅的に解説。開業指導や自社の起業時に頼りになる必携のガイドブックです。

2 生成 AI 活用 実践レシピ （目的別・業種別・職種別）



明日からの業務で「すぐに使える」！
現場特化型の AI 活用メニューブックです。
概要：中小・小規模事業者が実務で使えるプロンプト（指示文）や活用例を多数収録！長文要約、Excel 作業、POP 作成から、飲食・製造などの業種別レシピまで「優秀なアシスタント」として AI を使いこなすコツが満載です。

3 Q&A 令和８年分 年末調整の実務ガイド



税制改正にもしっかり対応！
キホンから過不足額の精算までわかりやすく解説しています。
特典：パソコン・スマホで視聴できる解説動画付き
概要：給与所得控除や基礎控除の引上げ等の最新改正項目を盛り込んだ Q&A 形式の実務書。各種控除の計算や申告書のチェックポイント図表を交えて解説しており、毎年の年末調整業務をスムーズに進められます。

長浜商工会議所ビジネスダイアリー 2027 のご案内

くわしくはチラシをご覧ください。

便利な情報ページ

■施策普及など事業 PR ページ
施策普及事業の概要等（企業活動と地域振興のパートナー・経営に関する相談サービス）／日本政策金融公庫の融資制度／小規模企業共済制度／経営セーフティ共済／記帳指導／労働基準法・労働保険／企業診断…など

■便利情報
税務・労務のカレンダー／健康保険給付の種類／労災保険率表／労災保険の給付・雇用保険の給付／相続税・贈与税の計算法／印紙税額一覧表／一般経費の分類表／郵便料金表／年齢早見表／健康情報／職場の防災対策チェックリスト／メモなど

11・12月の無料相談会・事業のご案内

スケジュール

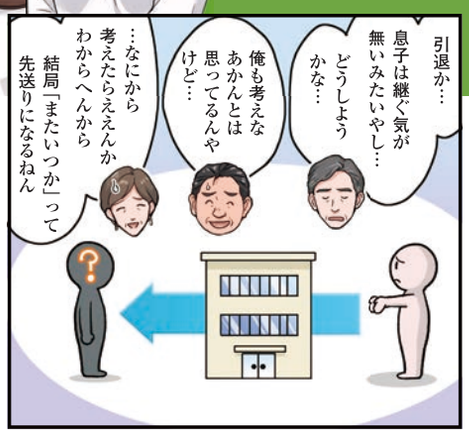
相談	内容	日時	次回開催日
要予約 法律相談	経営上のトラブルや法律に関するお悩みを弁護士に相談できます	原則：〈偶数月〉第２金曜 13：30～16：30 （相談時間 30 分）	12/11(金)
要予約 特許相談（知的財産権相談）	技術の特許や商品名の商標など、総合的な権利の取得について相談できます	原則：〈毎月〉第３月曜 13：30～16：30 （相談時間 30 分）	11/16(月) 12/21(月)
信用保証協会相談	金融機関からスムーズな資金調達を図るための相談窓口です	原則：〈毎月〉8日・18日 （18 日は創業相談のみ） 10：00～15：00	11/9(月)・18(水) 12/8(火)・18(金)
日本政策金融公庫（中小企業事業）相談	設備資金や長期運転資金の貸し付けに関する補償の相談窓口です	原則：〈毎月〉５日 10：30～12：00	11/9(月) 12/7(月)
要予約 日本政策金融公庫（国民生活事業）相談	小規模事業者や創業者の融資の相談窓口です	原則：〈偶数月〉第１月曜 13：00～15：00	12/7(月)
要予約 記帳相談	帳簿や伝票のつけ方、作り方について税理士に相談できます	原則：〈毎月〉第２木曜 13：30～16：30 （相談時間 30 分）	11/12(木) 12/10(木)
よろず支援拠点相談	創業・売上拡大・経営改善などの相談窓口です	原則：週１回※要問合せ 10：00～17：00 （相談時間 1 時間）	11/10(火)・18(水)・19(木) 24(火)・30(月) 12/1(火)・8(火)・11(金) 14(月)・15(火)・18(金)・22(火)
要予約 事業承継相談	後継者問題の相談窓口です	原則：〈偶数月〉第３水曜 10：00～16：00 （相談時間 1 時間半程度）	12/16(水) ※上記以外も相談可能
プロフェショナル人材戦略拠点北部サテライト	企業とプロフェショナル人材のマッチングをサポートします	原則：〈毎月〉週１回 ※要問合せ	11/4(水)・11(水)・18(水) 12/2(水)・9(水)・16(水)
長浜記者クラブ会見	記者クラブの皆さまに向け、会員事業所の取り組みを PR していただきます	原則：〈毎月〉1 回 11：00～12：00	11/16(月) 12/15(火) ☎62-2500 まで お問い合わせください



事業承継を「いつか」と思っている方へ

その「いつか」、10年後でも大丈夫ですか？







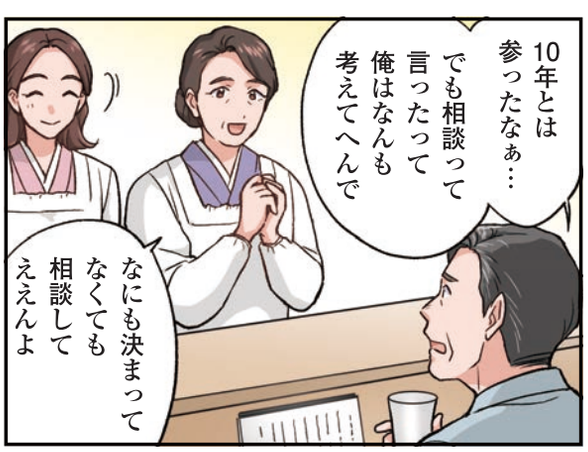


















なにも決まっていなくても大丈夫。

まずは今のお考えを話してみませんか？

こんなお悩みを抱えている方

- □ まだ後継者が決まっていない
- □ 子どもに継いでもらうか迷っている
- □ 社員に任せたいが進め方が分からない
- □ 廃業以外の方法もあるのか知りたい
- □ 何から始めればいいか分からない
- □ 最近、体力や今後のことが気になってきた

～国が設置する公的な相談窓口です。お気軽にご相談ください～

滋賀県事業承継･引継ぎ支援センター

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜２番１号 コラボしが２１９階

077-511-1505

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

Mail info@shiga-hikitsugi.go.jp

スマホはこちら

長浜商工会議所
NAGAHAMA Chamber of Commerce and Industry

令和８年11月　長浜商工会議所会報誌 No.456
【発行】長浜商工会議所　〒526-0037 滋賀県長浜市高田町12番34号
TEL（0749）62－2500 ／ FAX（0749）62－8001
〈E-mail〉cci@nagahama.or.jp 〈URL〉http://www.nagahama.or.jp
【印刷】(株)シバタプロセス印刷